自啓館だより

令和7年8月 No.241

Homepage address

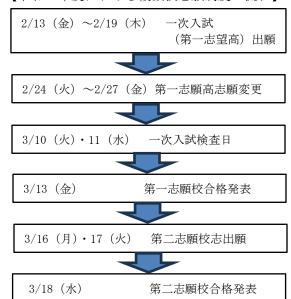
http://www.jikeikan.com

大分県教育委員会は、7月 10 日、令和8年度入試の県立高校入試から、県立高校 入学者選抜に係る複数校志願制度を導入し、第二次入学者選抜を廃止し、第一次入学 者選抜において複数校志願制度を導入すると発表しました。以下、その概要です。

【複数校志願制度の概要】

- 〇第一志願校の合格発表後、欠員のあっ た学校・学科を対象に実施
- 〇一次入試の得点及び調査書点を用いて 選抜を行う。 ※面接は実施しない
- ○普通科については、出身中学校の所在 市町村により、出願可能な高校に制限 を設ける。(下記参照)
- ○専門学科、総合学科については、出願 可能な高校に制限を設けない。
- 〇第二志願校出願に際しては、入学考査 料は必要ないものとする。

【令和8年度における複数校志願制度の流れ】



【複数校志願制度における出願可能な普通科】

出身中学校の所在市町村	出願可能な普通科
中津市・豊後高田市・宇佐市	中津南高校、耶馬溪校、中津北高校、
	高田高校、宇佐高校、安心院高校
国東市・姫島村・杵築市 日出町・別府市	国東高校、杵築高校、 別府鶴見丘高校、
	別府翔青高校
大分市・由布市	県内全ての高校
臼杵市・津久見市・佐伯市	臼杵高校、津久見高校、佐伯鶴城高校
豊後大野市・竹田市	三重総合高校、竹田高校
日田市・九重町・玖珠町	日田高校、玖珠美山高校

第一次入試後、欠員が出た学校・学科を対象に第二志願校の出願を受付、一次の得点と調査書の点数で合否を判断することになります。第二志願校に出願できるのは一次入試で不合格となった生徒で、第二志願で普通科に出願する場合は、出身中学校の市町村に応じて出願できる高校の地域が限定されます。専門学科や総合学科の場合は、県内全域の高校に出願が可能です。高校の授業料無料化で私立校への入学の増加が想定される中、志願倍率が低下している地域の県立高校の活性化を図るのが狙いだそうです。